

平成 23 年 12 月改正 法人の減価償却制度の改正に関する Q & A

平成 23 年 12 月 2 日に公布された経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 114 号）、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 379 号）及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年財務省令第 86 号）並びに平成 24 年 1 月 25 日に公布された減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成 24 年財務省令第 10 号）（以下「平成 23 年 12 月改正」といいます。）により、法人の減価償却制度に関する規定（法 31、法令 48 の 2 等）が改正されました。

これらの規定は、原則として、平成 24 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人税から適用されます。

この Q & A は、その改正内容等を周知するために Q & A 形式のパンフレットとして作成したものです。

（注）パンフレットの内容は、平成 24 年 1 月 25 日現在における法人税に関する法令に基づき作成しています。

《 目 次 》

1 改正の概要

（Q 1）今回の改正における減価償却制度の改正内容について教えてください。…………… 4

2 定率法の償却率等の見直し

（Q 2）定率法の償却率等の見直しの内容について教えてください。…………… 5

（Q 3）200%定率法による償却限度額の計算について教えてください。…………… 6

（Q 4）200%定率法を適用するに当たり設けられている特例措置について教えてください。…………… 8

（Q 5）平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた減価償却資産について、200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより、200%定率法の適用を受ける場合の償却限度額の計算に当たり、注意すべき点を教えてください。…………… 12

（Q 6）200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより 200%定率法の適用を受ける場合の、経過年数の求め方を教えてください。…………… 13

3 資本的支出の取得価額の特例

（Q 7）平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた減価償却資産で定率法を採用しているものに対して平成 24 年 4 月 1 日以後に資本的

- 支出を行った場合、その資本的支出に適用される償却方法について教えてください。…………… 14
- (Q8) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産で定率法を採用しているものに対して平成24年4月1日以後に資本的支出を行った場合、資本的支出の取得価額の特例の適用はどのようになるのか教えてください。…………… 15
- (Q9) 改正事業年度において、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産(旧減価償却資産)に対して平成24年4月1日以後に資本的支出を行った場合、その資本的支出により新たに取得したものとされる減価償却資産(追加償却資産)について250%定率法により償却を行う特例(Q4の(1)の特例)の適用を受けるときには、改正事業年度の翌事業年度開始の時に、旧減価償却資産と追加償却資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したのものとして、250%定率法により償却をすることができますか。…………… 18
- (Q10) 改正事業年度において、平成24年3月31日以前の期間内に行った資本的支出により新たに取得をしたものとされる減価償却資産(旧追加償却資産)と、平成24年4月1日以後に行った資本的支出により新たに取得したものとされる減価償却資産について250%定率法により償却を行う特例(Q4の(1)の特例)の適用を受けるもの(経過旧資本的支出)とがある場合、これらの資産について合算の特例措置を適用し、250%定率法により償却することができますか。…………… 19
- (Q11) 200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産(旧減価償却資産)について200%定率法により償却を行う特例(Q4の(2)の特例)の適用を受ける場合において、平成24年4月1日以後にその旧減価償却資産に行った資本的支出により新たに資産の取得をしたものとされる減価償却資産(追加償却資産)があるときには、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時に、旧減価償却資産と追加償却資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したのものとして、200%定率法により償却を行うことができますか。…………… 20
- (Q12) 200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産(旧減価償却資産)及び同期間に旧減価償却資産に行った資本的支出により新たに取得をしたものとされた減価償却資産(旧追加償却資産)について200%定率法により償却を行う特例(Q4の(2)の特例)の適用を受ける場合に、平成24年4月1日以後に旧減価償却資産に行った資本的支出により新たに取得したものとされた減価償却資産(追加償却資産)があるときには、旧追加償却資産と追加償却資産について合算の特例措置を適用し、200%定率法により償却する

ことができますか。	21
〔参考資料1〕平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表（耐用年数省令別表第十）	22
〔参考資料2〕経過年数表（改正耐用年数省令附則第2項関係）	23
〔参考資料3〕減価償却資産の旧定額法、旧定率法、定額法及び定率法（平成19年4月1日～平成24年3月31日取得分）の償却率、改定償却率及び保証率の表（耐用年数省令別表第七、別表第八、別表第九）	24

[略 語]

- (1) この「法人の減価償却制度の改正に関するQ&A」の文中で用いている略語は次のとおりです。
- 改正法 …………… 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）
- 改正法令 …………… 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号）
- 改正法規 …………… 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第86号）
- 改正耐用年数省令 …… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成24年財務省令第10号）
- 法 …………… 改正法による改正後の法人税法
- 法令 …………… 改正法令による改正後の法人税法施行令
- 法規 …………… 改正法規による改正後の法人税法施行規則
- 耐用年数省令 …………… 改正耐用年数省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
- 旧法令 …………… 改正法令による改正前の法人税法施行令
- 耐用年数通達 …………… 耐用年数の適用等に関する取扱通達（昭和45年5月25日付直法4-25）
- (2) 文中、例えば「法令48の2①一」とあるのは、「法人税法施行令第48条の2第1項第1号」の条項を示します。

1 改正の概要

(Q1) 今回の改正における減価償却制度の改正内容について教えてください。

(A) 平成23年12月改正における減価償却制度の主な改正内容は次のとおりです。

(1) 定率法の償却率の見直し

平成24年4月1日以後に取得をされる減価償却資産の定率法の償却率について、定額法の償却率を2.5倍した償却率（以下この償却率による償却方法を「250%定率法」といいます。）から、定額法の償却率を2倍した償却率（以下この償却率による償却方法を「200%定率法」といいます。）に引き下げられました（法令48の2①二口）。

上記の改正に伴い、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度（以下「改正事業年度」といいます。）の同日以後の期間内に取得をされる減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に適用される償却率について、法人の事務負担の軽減を図るための措置が講じられています（改正法令附則3②③）。

詳細についてはQ2～Q6を御参照ください。

(2) 資本的支出の取得価額の特例の整備

イ 原則

法人の有する減価償却資産に資本的支出を行った場合には、原則として、その支出金額を取得価額として、その有する減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）と種類及び耐用年数を同じくする新たな減価償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）を取得したものとされています（法令55①）。

上記(1)の償却率の改正により、平成24年4月1日以後に資本的支出を行った場合には、その資本的支出により新たに取得したものとされる追加償却資産については、200%定率法により償却を行うこととなります（法令48の2①二口）。

ロ 特例

定率法を採用している旧減価償却資産に資本的支出（追加償却資産）を行った場合において、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時ににおいて、その時における旧減価償却資産と追加償却資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます（旧法令55④）。

上記(1)の償却率の改正により、平成24年4月1日以後に取得したものとされる追加償却資産については200%定率法により償却を行い、平成24年3月31日以前に取得をされた旧減価償却資産は250%定率法により償却を行うこととなります。このように、平成24年3月31日以前に取得をされた旧減価償却資産と平成24年4月1日以後に取得したものとされる追加償却資産については異なる償却率が適用されるため、平成24年4月1日以後に資本的支出を行った場合には、平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産については、旧減価償却資産と追加償却資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとする特例措置の対象から除外されるなど、今回の償却率の改正に応じた所要の措置が講じられています（法令55④、改正法令附則3④～⑥）。

詳細についてはQ7～Q12を御参照ください。

2 定率法の償却率等の見直し

(Q2) 定率法の償却率等の見直しの内容について教えてください。

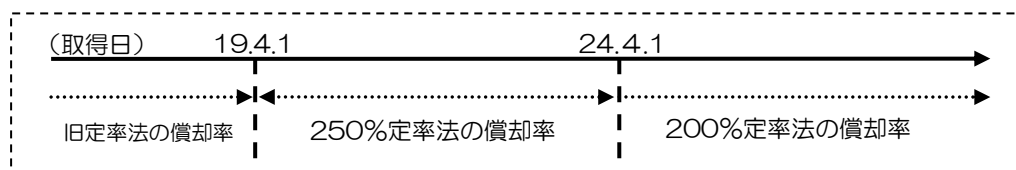
(A) 法人の有する減価償却資産について定率法を選定している場合（償却方法を届け出なかったために法定償却方法である定率法により償却を行うこととされる場合を含みません。以下同じ。）において、平成24年4月1日以後に取得をされる減価償却資産に適用される償却率が、定額法の償却率を2.5倍した償却率から、定額法の償却率を2倍した償却率に引き下げられました（法令48の2①二口）。

この償却率の改正に伴い、改定償却率及び保証率についても改正されています（耐用年数省令別表第九、別表第十）。

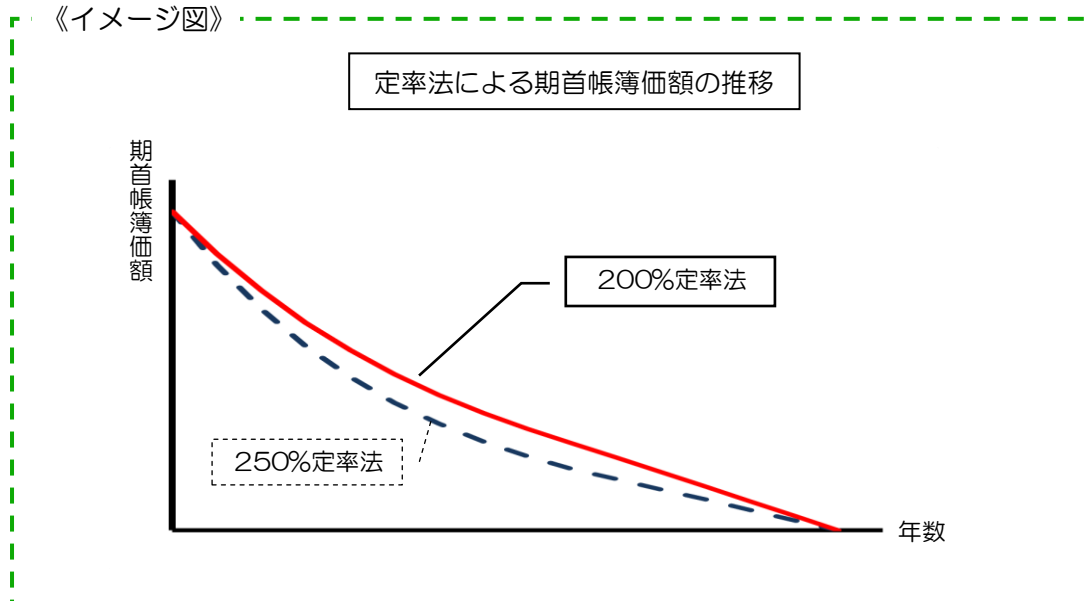
この改正は平成24年4月1日以後に終了する事業年度の償却限度額の計算について適用されます（改正法令附則3①）。

したがって、定率法の償却率は、次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次によることとなります。

- ① 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産…………… 250%定率法の償却率
- ② 平成24年4月1日以後に取得をされる減価償却資産…………… 200%定率法の償却率



《イメージ図》



(Q3) 200%定率法による償却限度額の計算について教えてください。

(A) 200%定率法による償却限度額の計算については、その減価償却資産に適用される償却率、改定償却率、保証率が異なるだけで、改正前（250%定率法）と変わるものではありません（法令48の2①ニロ、耐用年数省令別表第十）。

定率法は、減価償却資産の期首帳簿価額（取得価額から既にした償却の額で損金の額に算入された累積額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で逓減するようにその資産の耐用年数に応じて設定された償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却を行います（法令48の2①ニロ）。

そして、上記により計算した償却限度額（調整前償却額）が、その資産の取得価額に耐用年数に応じて定められた「保証率」を乗じて計算した「償却保証額」に満たないこととなる場合には、その満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額（改定取得価額）に、その償却費がその後毎年同一となるようにその資産の耐用年数に応じて設定された「改定償却率」を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として、残存簿価1円となるまで償却を行います（法令48の2①ニロ、61①ニイ）。

これらの計算に当たり、250%定率法による場合には耐用年数省令別表第九に掲げられた償却率、改定償却率及び保証率を、200%定率法による場合には同令別表第十に掲げられた償却率、改定償却率及び保証率を適用することになります。

なお、償却限度額は、減価償却資産の種類の種類ごとに、かつ、耐用年数及び法人が採用している償却の方法の異なるものについては、その異なるごとに、その償却の方法により計算した金額とされていますが（法規19①）、この償却限度額の計算について、250%定率法を適用する減価償却資産と200%定率法を適用する減価償却資産はそれぞれ償却の方法が異なるものとして計算することとされました（法規19③）。

○ 200%定率法及び250%定率法による償却の計算例

【200%定率法による償却】

耐用年数10年、取得価額1,000,000円

200%定率法の償却率 …… 0.200

改定償却率 …… 0.250

保証率 …… 0.06552

(単位:円)

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首帳簿価額	1,000,000	800,000	640,000	512,000	409,600	327,680	262,144	196,608	131,072	65,536
調整前償却額	200,000	160,000	128,000	102,400	81,920	65,536	52,428			
償却保証額	65,520	65,520	65,520	65,520	65,520	65,520	65,520			
改定取得価額 ×改定償却率							65,536	65,536	65,536	(65,536)
償却限度額	200,000	160,000	128,000	102,400	81,920	65,536	65,536	65,536	65,536	65,535
期末帳簿価額	800,000	640,000	512,000	409,600	327,680	262,144	196,608	131,072	65,536	1

(注) 調整前償却額 (262,144円×償却率0.200=52,428円) が、償却保証額 (取得価額1,000,000円×保

証率 0.06552 = 65,520 円) に満たないこととなる 7 年目以降は、改定取得価額 (7 年目の期首帳簿価額 262,144 円) に改定償却率 (0.250) を乗じて計算した金額 65,536 円が償却限度額となります。

【250%定率法による償却】

耐用年数10年、取得価額1,000,000円

250%定率法の償却率 …… 0.250

改定償却率 …… 0.334

保証率 …… 0.04448

(単位:円)

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首帳簿価額	1,000,000	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	<u>133,485</u>	88,902	44,319
調整前償却額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	33,371		
償却保証額	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480		
改定取得価額 ×改定償却率								44,583	44,583	(44,583)
償却限度額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	44,583	44,583	44,318
期末帳簿価額	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319	1

(注) 調整前償却額 (133,485 円 × 償却率 0.250 = 33,371 円) が償却保証額 (取得価額 1,000,000 円 × 保証率 0.04448 = 44,480 円) に満たないこととなる 8 年目以降は、改定取得価額 (8 年目の期首帳簿価額 133,485 円) に改定償却率 (0.334) を乗じて計算した金額 44,583 円が償却限度額となります。

(Q4) 200%定率法を適用するに当たり設けられている特例措置について教えてください。

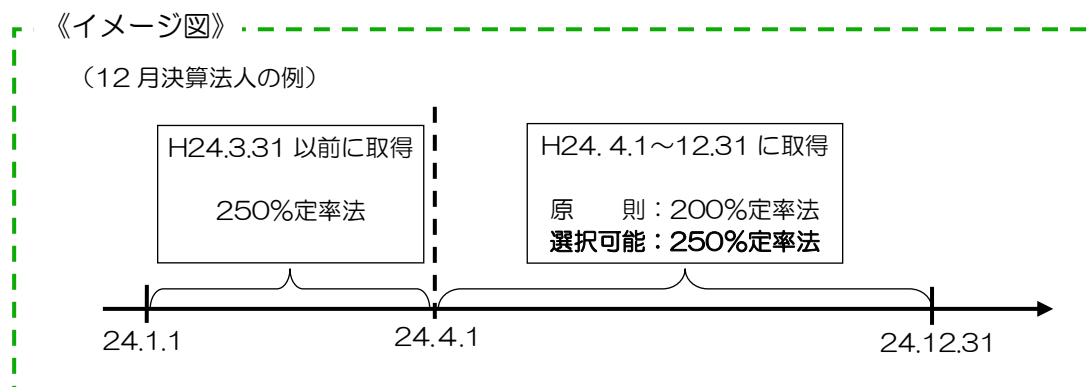
(A)

(1) 改正事業年度の平成 24 年 4 月 1 日以後の期間内に取得した減価償却資産の250%定率法の適用

200%定率法による償却は、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされる減価償却資産から適用されます。このため、改正事業年度（平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度）において取得をされた減価償却資産が複数ある場合、その取得の日に応じて200%定率法と250%定率法のそれぞれの償却方法により償却を行う必要が生じます。

そこで、改正事業年度においてその有する減価償却資産について定率法を選定している場合には、平成 24 年 4 月 1 日からその事業年度終了の日までの期間内に取得をされた減価償却資産については、その減価償却資産を平成 24 年 3 月 31 日以前に取得をされたものとみなして、250%定率法により償却することができる特例が措置されました（改正法令附則 3②）。

これにより、改正事業年度において取得した減価償却資産については、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得したものも含めて全て250%定率法により償却できることとなります。



《注意事項》

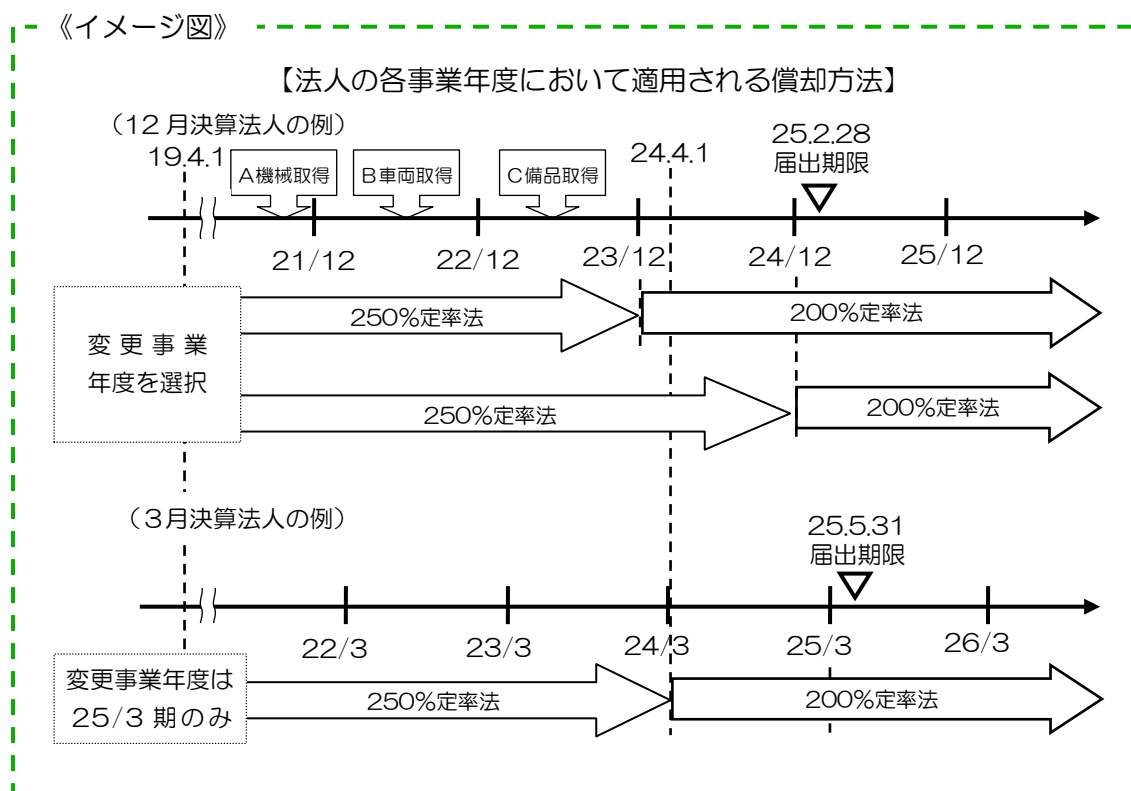
- 1 この特例措置は法人が任意に選択することができます。選択するに当たり所轄税務署長への届出等の手続きはありません。
- 2 適格分社型分割等により移転を受けた減価償却資産は、分割法人等が取得した日にその移転を受けた法人が取得したものとみなすこととされています。この分割法人等の取得の日が改正事業年度の平成 24 年 4 月 1 日以後の期間内であり、分割法人等が上記の償却方法の特例の適用を受けて250%定率法により償却している場合には、適格分社型分割等により移転を受けた減価償却資産は平成 24 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産とみなして、250%定率法により償却することとなります（改正法令附則 3②）。

(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産の200%定率法の適用

平成23年12月改正により、平成24年4月1日以後に取得をされる減価償却資産は200%定率法により償却を行うことから、同日前に取得をされた減価償却資産がある場合、200%定率法と250%定率法のそれぞれの償却方法により償却を行う必要が生じます。

こうした事務負担を軽減するため、法人が平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産について定率法を選定している場合において、平成24年4月1日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合にはその提出期限）までに、一定の事項を記載した届出書（以下「200%定率法の適用を受ける旨の届出書」といいます。）を所轄税務署長に提出したときには、その届出による法人の選択により、改正事業年度又は平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度のいずれかの事業年度（以下「変更事業年度」といいます。）以後の各事業年度における償却限度額の計算について、その減価償却資産の全てを平成24年4月1日以後に取得したものとみなして、200%定率法により償却することができることとされました（改正法令附則3③）。

ただし、変更事業年度において、調整前償却額が償却保証額に満たない減価償却資産については、均等償却により償却を行うこととなるため、この特例措置の適用を受けることはできません（改正法令附則3③）。



【届出書の提出に当たっての留意事項】

200%定率法の適用を受ける旨の届出書は、次頁の様式により提出してください。
なお、届出書の提出に当たっては次の点に留意する必要があります（改正法令附則3③、改正法規附則3①）。

1 対象法人

この届出書を提出できる法人は、平成24年4月1日の属する事業年度において、その有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している法人（償却方法を届け出なかったために法定償却方法である定率法により償却を行うこととされる法人を含みます。）となります。

2 対象資産

この届出書により200%定率法の適用を受ける減価償却資産は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされ、250%定率法の適用を受けている全ての減価償却資産となりますので、減価償却資産ごとに選択することはできません。

3 届出書の提出期限

この届出書の提出期限は、平成24年4月1日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）となります。

（注）確定申告書の提出期限の延長（法75、75の2）をしている法人にあつては、延長後の提出期限となります。

4 届出書の記載事項

届出書には、次の事項を記載します。

- (1) 法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
- (2) 改正法令附則第3条第3項《減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置》の規定の適用を受ける旨
- (3) 同項の規定の適用を受ける最初の事業年度（改正事業年度又は平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度）開始の日及び終了の日
- (4) その他参考となるべき事項

税務署受付印

減価償却資産の償却の方法等に関する
経過措置の適用を受ける旨の届出書

※整理番号	
※連結子法人整理番号	

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人	法人名等	
		納税地	〒 _____ 電話() - _____
		(フリガナ) 代表者氏名	_____ ⑤
		代表者住所	〒 _____
	事業種目	_____ 業	

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ (局 署) 電話() - _____		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒 _____		業 種 番 号	
	事業種目	_____ 業		整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

定率法を選定している減価償却資産について、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 379 号）附則第 3 条第 3 項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受けたいので届け出ます。

改正事業年度 (平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、 同日以後に終了する(連結)事業年度)	1	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
適用を受けようとする 最初の(連結)事業年度	2	<input type="checkbox"/> 改正事業年度 <input type="checkbox"/>	平成 24 年 4 月 1 日以後最初に 開始する(連結)事業年度 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
参考となるべき事項	3		

税 理 士 署 名 押 印	_____ ⑤
---------------	---------

※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通 信 日付印	年 月 日	確 認 印	
-------------	----	--	---------	--	----------	--	---------	--	----	--	------------	-------	----------	--

(規格 A 4)

(Q5) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産について、200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより、200%定率法の適用を受ける場合の償却限度額の計算に当たり、注意すべき点を教えてください。

(A) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産については、200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより、変更事業年度以後の各事業年度において、200%定率法により償却を行うことができることとされています(改正法令附則3③)。

この場合の200%定率法による償却限度額の計算に当たっては、次の点に留意する必要があります(改正耐用年数省令附則②)。

(1) 経過年数控除後の耐用年数に応じた償却率等の適用

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産について、200%定率法により償却を行う場合には、償却率等の適用について一定の調整措置が設けられています。

具体的には、その減価償却資産の法定耐用年数及び未償却割合(注)に対応する改正耐用年数省令附則別表(経過年数表)に定められた経過年数を、その減価償却資産の法定耐用年数から控除した年数を耐用年数として、耐用年数省令別表第十に掲げられた「償却率」、「改定償却率」及び「保証率」を適用することとされています(改正耐用年数省令附則②)。

$$\begin{array}{l} \text{200\%定率法} \\ \text{の特例の適用を} \\ \text{受ける減価償却} \\ \text{資産の耐用年数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{減価償却資産の} \\ \text{法定耐用年数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{経過年数} \\ \left[\begin{array}{l} \text{法定耐用年数及び未償却割合を改正} \\ \text{耐用年数省令附則別表(経過年数表)} \\ \text{に当てはめて求めた経過年数} \end{array} \right] \end{array}$$

(注) 未償却割合は、次の算式により計算した割合によります(改正耐用年数省令附則②)。

$$\text{未償却割合} = \frac{\begin{array}{l} \text{減価償却資産の取得価額} \\ - \end{array} \begin{array}{l} \text{変更事業年度の前事業年度まで} \\ \text{の各事業年度においてした} \\ \text{償却の額の累積額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{減価償却資産の取得価額} \end{array}}$$

なお、租税特別措置法による特別償却制度や増加償却の規定などの適用を受けている減価償却資産の耐用年数の算定については、改正耐用年数省令附則別表(経過年数表)を用いて計算する場合と同様の合理的な方法により算出した年数とすることができます(改正耐用年数省令附則②)。このため、例えば、耐用年数通達付表7(2)(定率法未償却残額表)により未償却残額割合から経過年数を求めた場合には、その経過年数から算出した耐用年数は、合理的な方法により算出した年数と認められます。

(2) 取得価額の調整

上記(1)の耐用年数により償却保証額を計算する場合の減価償却資産の取得価額は、その減価償却資産の取得価額から変更事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額を控除した金額となります(改正耐用年数省令附則③)。

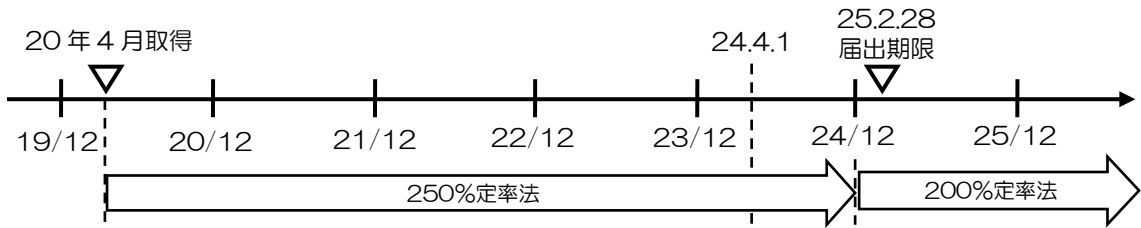
$$\begin{array}{l} \text{200\%定率法} \\ \text{の特例の適用を} \\ \text{受ける減価償却} \\ \text{資産の取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{減価償却資産} \\ \text{の取得価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{変更事業年度の前事業年度まで} \\ \text{の各事業年度においてした} \\ \text{償却の額の累積額} \end{array}$$

(Q6) 200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより200%定率法の適用を受ける場合の、経過年数の求め方を教えてください。

(A) 経過年数は、改正耐用年数省令附則別表（経過年数表）の該当する耐用年数及び取得価額に占める期首帳簿価額の割合である未償却割合に対応して定められた年数となります。具体的な当てはめは次の設例を御参照ください。

【設例】

12月決算法人が、平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度（25/12期）から200%定率法により償却をすることを選択し、平成25年2月28日（24/12期の申告期限）までに届出書を提出した場合（取得価額100,000千円（平成20年4月取得）、耐用年数15年、償却率0.167、保証率0.03217）



24/12期までの償却累計額	25/12期の期首帳簿価額	未償却割合	経過年数	25/12期以後の耐用年数
57,882	42,117	0.42117	5年	10年
250%定率法で償却限度額まで償却	25/12期以後の償却限度額計算基礎	$42,117 \div 100,000$	経過年数表より算出	15年 - 5年

附則別表 経過年数表（附則第2項関係）（抜粋）

耐用年数	未償却割合		経過年数
	以上	未満	
15	0.833	1.000	1
15	0.694	0.833	2
15	0.578	0.694	3
15	0.481	0.578	4
15	0.401	0.481	5
15	0.000	0.401	6

耐用年数10年の償却率等
 償却率・・・0.200
 改定償却率・・・0.250
 保証率・・・0.06552
 （耐用年数省令別表第十）

〔参考：償却限度額の計算〕

（単位：千円）

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	15
決算期	H20/12	H21/12	H22/12	H23/12	H24/12	H25/12	H26/12	H27/12	H28/12	H34/12
期首帳簿価額	100,000	87,475	72,866	60,697	50,561	42,117	33,694	26,955	21,564	2,760
調整前償却額	12,525	14,608	12,168	10,136	8,443	8,423	6,738	5,391	4,312	
償却保証額	3,217	3,217	3,217	3,217	3,217	2,759	2,759	2,759	2,759	
改定取得価額×改定償却率										2,760
償却限度額	12,525	14,608	12,168	10,136	8,443	8,423	6,738	5,391	4,312	2,760
期末帳簿価額	87,475	72,866	60,697	50,561	42,117	33,694	26,955	21,564	17,251	1

250%定率法

200%定率法

200%定率法による場合の取得価額

取得価額 42,117 × 保証率 0.06552

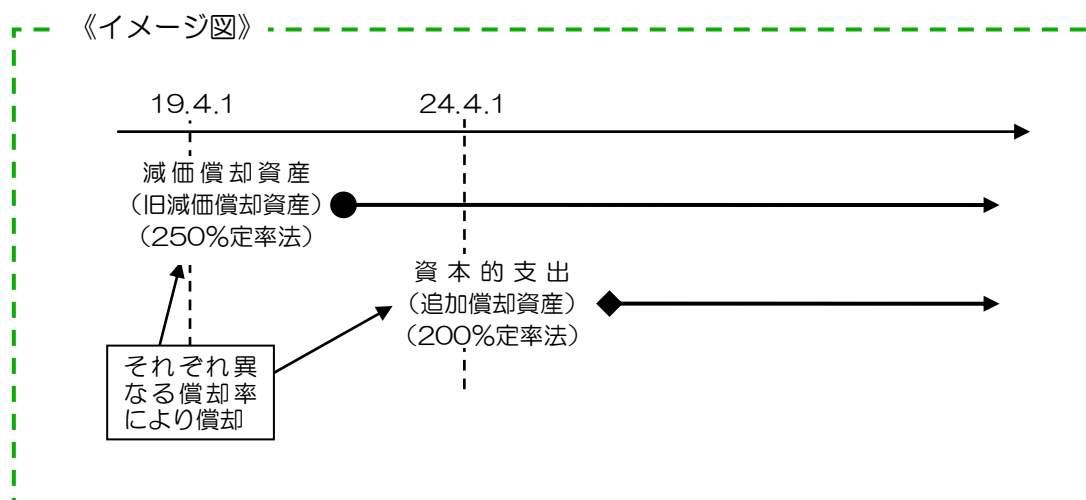
3 資本的支出の取得価額の特例

(Q7) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産で定率法を採用しているものに対して平成24年4月1日以後に資本的支出を行った場合、その資本的支出に適用される償却方法について教えてください。

(A) 法人の有する減価償却資産に資本的支出を行った場合には、原則として、その支出金額を取得価額として、その有する減価償却資産（旧減価償却資産）と種類及び耐用年数を同じくする新たな減価償却資産（追加償却資産）を取得したものとされています（法令55①）。

平成23年12月改正により、法人の有する減価償却資産について定率法を選定している場合には、平成24年4月1日以後に取得をされる減価償却資産については200%定率法により償却することとされたことから、同日以後に行われる資本的支出により新たに取得したものとされる追加償却資産についても、200%定率法により償却を行うこととなります（法令48の2①二口、55①、耐用年数省令別表第十）。

このため、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産（旧減価償却資産）は250%定率法により償却を行い、この旧減価償却資産に対して平成24年4月1日以後に行った資本的支出（追加償却資産）は200%定率法により償却を行うこととなり、それぞれ適用する償却率が異なることとなります。



(注) 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に対して資本的支出を行った場合には、その資本的支出の金額をその減価償却資産の取得価額に加算することができます（法令55②）。

(Q8) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産で定率法を採用しているものに対して平成24年4月1日以後に資本的支出を行った場合、資本的支出の取得価額の特例の適用はどのようになるのか教えてください。

(A) 平成23年12月改正に伴い、資本的支出の取得価額の特例について、次のような措置が講じられています。

(1) 平成24年3月31日以前に取得をされた旧減価償却資産の合算対象からの除外

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産(旧減価償却資産)で250%定率法を採用しているものに対して同日までに資本的支出(追加償却資産)を行った場合には、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、その時における旧減価償却資産の帳簿価額と追加償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます(旧法令55④)。

平成23年12月改正により、平成24年4月1日以後に資本的支出を行ったことにより新たに取得したものとされた追加償却資産については200%定率法により償却を行うこととされました。

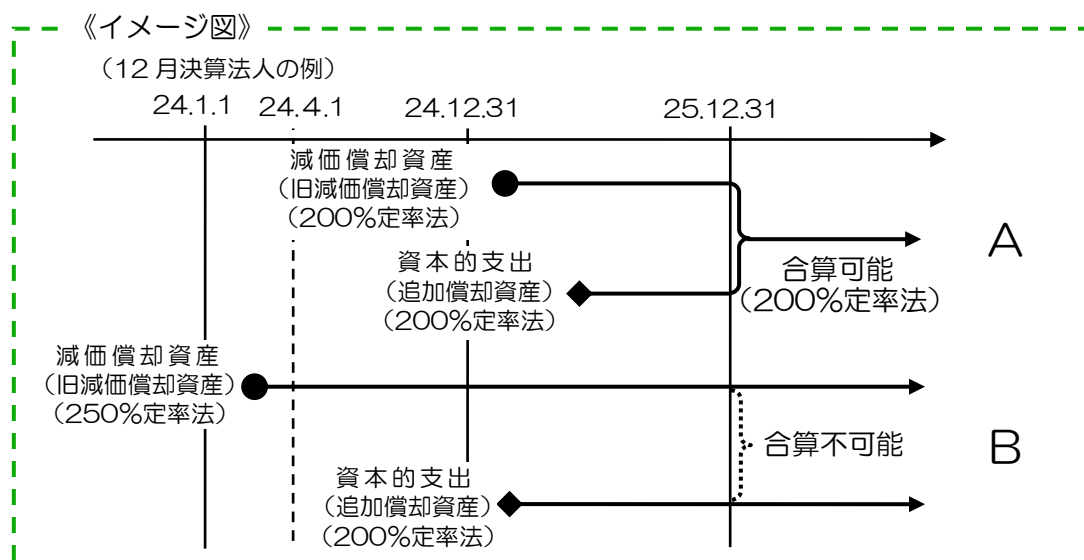
したがって、平成24年4月1日以後に取得をされた旧減価償却資産に対して同日以後に資本的支出を行った場合には、旧減価償却資産と追加償却資産のいずれも200%定率法により償却を行うこととなります。

このように、適用される償却率が同じ旧減価償却資産と追加償却資産については、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、それぞれの資産の帳簿価額を合算して一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます(イメージ図のA)(法令55④、改正法令附則3④)。

他方、平成24年3月31日以前に取得をされた旧減価償却資産に対して平成24年4月1日以後に資本的支出を行った場合には、旧減価償却資産は250%定率法、追加償却資産は200%定率法により償却を行うことになり、それぞれ異なる償却率が適用されます。

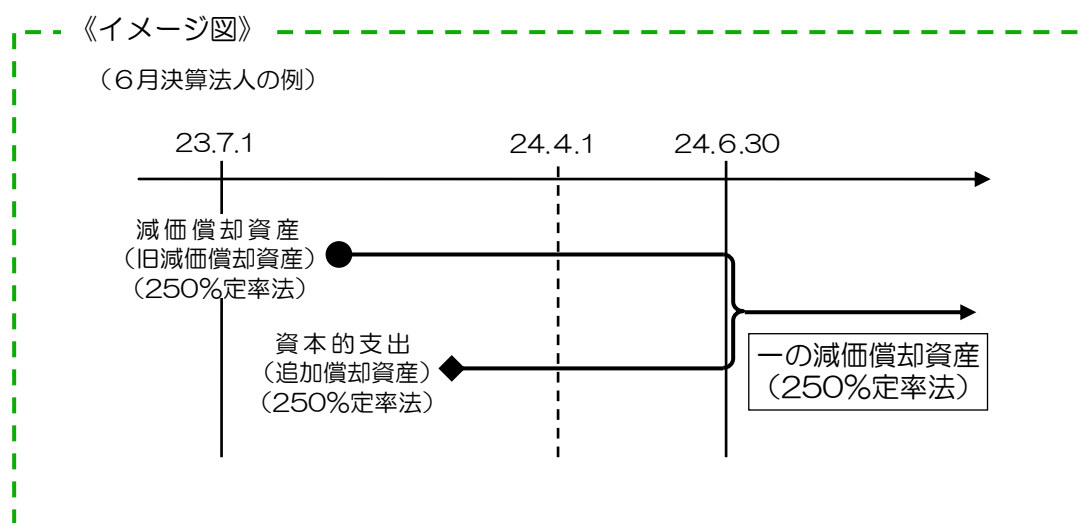
そこで、平成24年4月1日以後に資本的支出を行う場合には、平成24年3月31日以前に取得をされた旧減価償却資産を特例措置の対象から除外し、このような場合には合算することができないこととされています(イメージ図のB)(法令55④、改正法令附則3④)。

なお、平成24年3月31日以前に行われた資本的支出の金額については、従来どおりとされています(改正法令附則3④)。



(2) 平成 24 年 3 月 31 日以前に行われた資本的支出により新たに取得したものとされた追加償却資産と旧減価償却資産とを合算した場合の250%定率法の適用

平成 24 年 3 月 31 日の属する事業年度において同日以前の期間内に行われた資本的支出により新たに取得したものとされた追加償却資産について、その事業年度の翌事業年度開始の時において旧減価償却資産と追加償却資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることは、その新たに取得したものとされる一の減価償却資産は、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされたものとして200%定率法が適用されるのではなく、平成 24 年 3 月 31 日以前に取得をされたものとして250%定率法により償却を行うこととされました（改正法令附則 3⑤）。

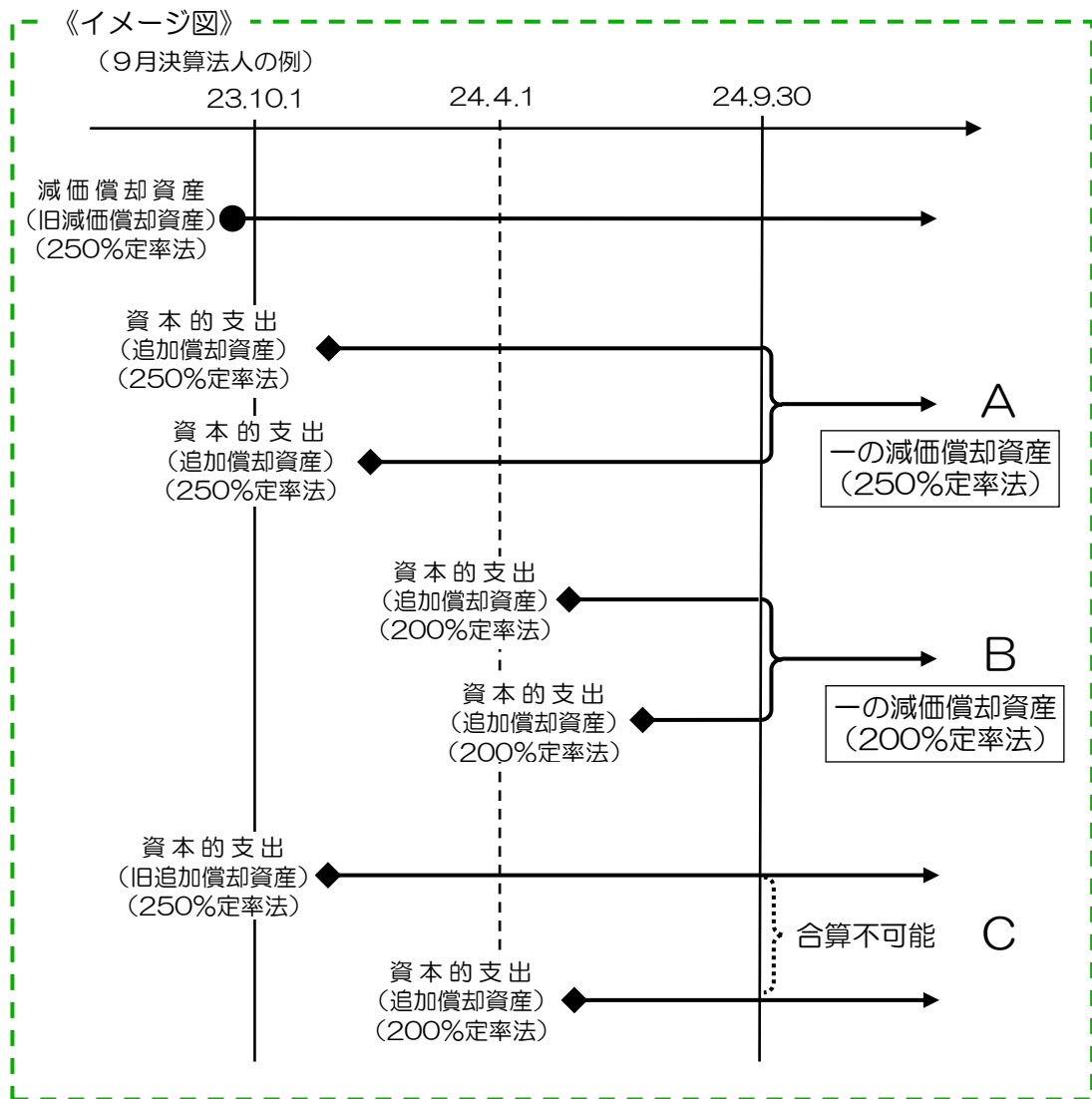


(3) 同一事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合の特例

定率法を採用している減価償却資産に対して同一事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合において、個々の資本的支出（追加償却資産）について上記(1)の適用を受けないとき（旧減価償却資産と合算して一の新たな資産の取得としないとき）は、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、その開始の時における追加償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするものの帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます（イメージ図のA B）（法令 55⑤）。

平成 23 年 12 月改正により、改正事業年度（平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度）において平成 24 年 4 月 1 日前の期間内に行った資本的支出により新たに取得したものとされる減価償却資産（以下「旧追加償却資産」といいます。）と同日以後に行った資本的支出により新たに取得したものとされる追加償却資産とがある場合には、旧追加償却資産は追加償却資産とは異なる種類及び耐用年数の資産とみなすこととされました（改正法令附則 3⑥）。

これにより、250%定率法により償却を行う旧追加償却資産と200%定率法により償却を行う追加償却資産については、異なる種類及び耐用年数の資産とみなされますので、これらの資産の帳簿価額を合算して一の減価償却資産を新たに取得したものとすることはできないこととなります（イメージ図のC）。



(4) 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に資本的支出を行った場合の特例

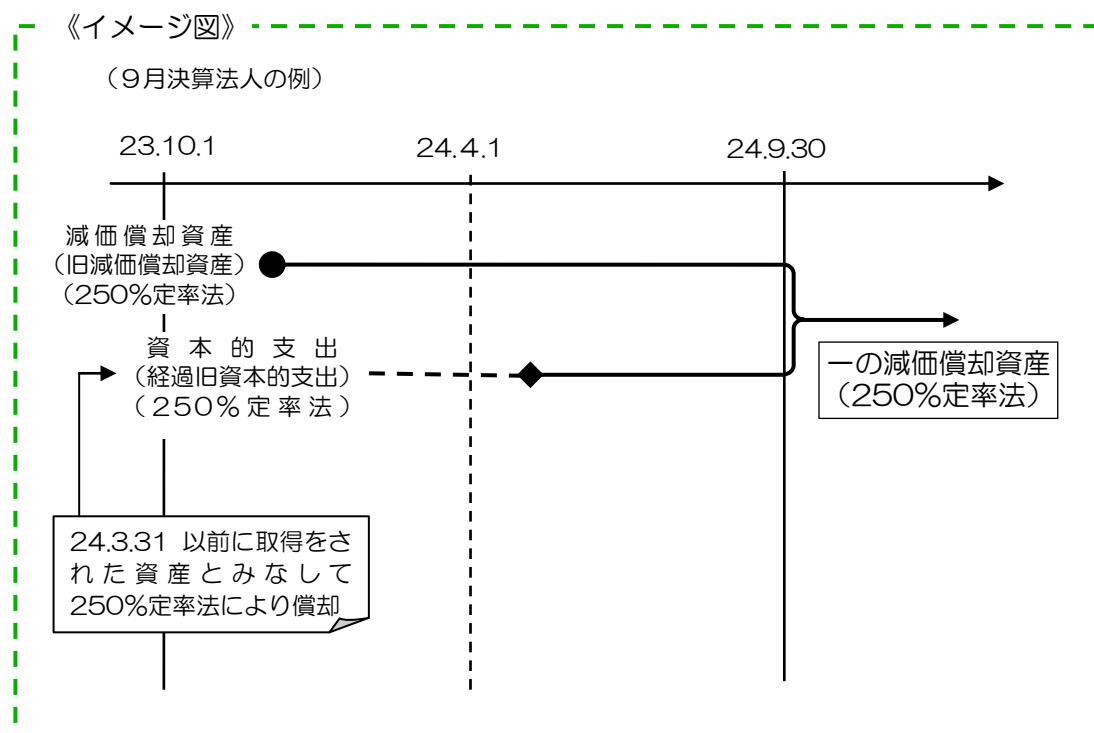
平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その減価償却資産の取得価額に資本的支出の金額を加算することができます（法令55②）。この取扱いは、平成23年12月改正後においても変更はありません。

(Q9) 改正事業年度において、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた減価償却資産（旧減価償却資産）に対して平成 24 年 4 月 1 日以後に資本的支出を行った場合、その資本的支出により新たに取得したものとされる減価償却資産（追加償却資産）について 250%定率法により償却を行う特例（Q4 の(1)の特例）の適用を受けるときには、改正事業年度の翌事業年度開始の時において、旧減価償却資産と追加償却資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものと、250%定率法により償却をすることができますか。

(A) 改正事業年度において、平成 24 年 4 月 1 日以後の期間内に行われた資本的支出により新たに取得したものとされる追加償却資産で 250%定率法により償却を行う特例の適用を受けたもの（以下「経過旧資本的支出」といいます。）については、平成 24 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産とみなして 250%定率法により償却を行うこととなります（法令 55①、改正法令附則 3②）。一方、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた旧減価償却資産は 250%定率法により償却が行われます。

このように、適用される償却率が同じ経過旧資本的支出と旧減価償却資産については、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、それぞれの資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができるよう措置されました（旧法令 55④、改正法令附則 3④）。

また、この一の減価償却資産は、平成 24 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産とみなされますので、250%定率法により償却を行うこととなります（改正法令附則 3⑤）。

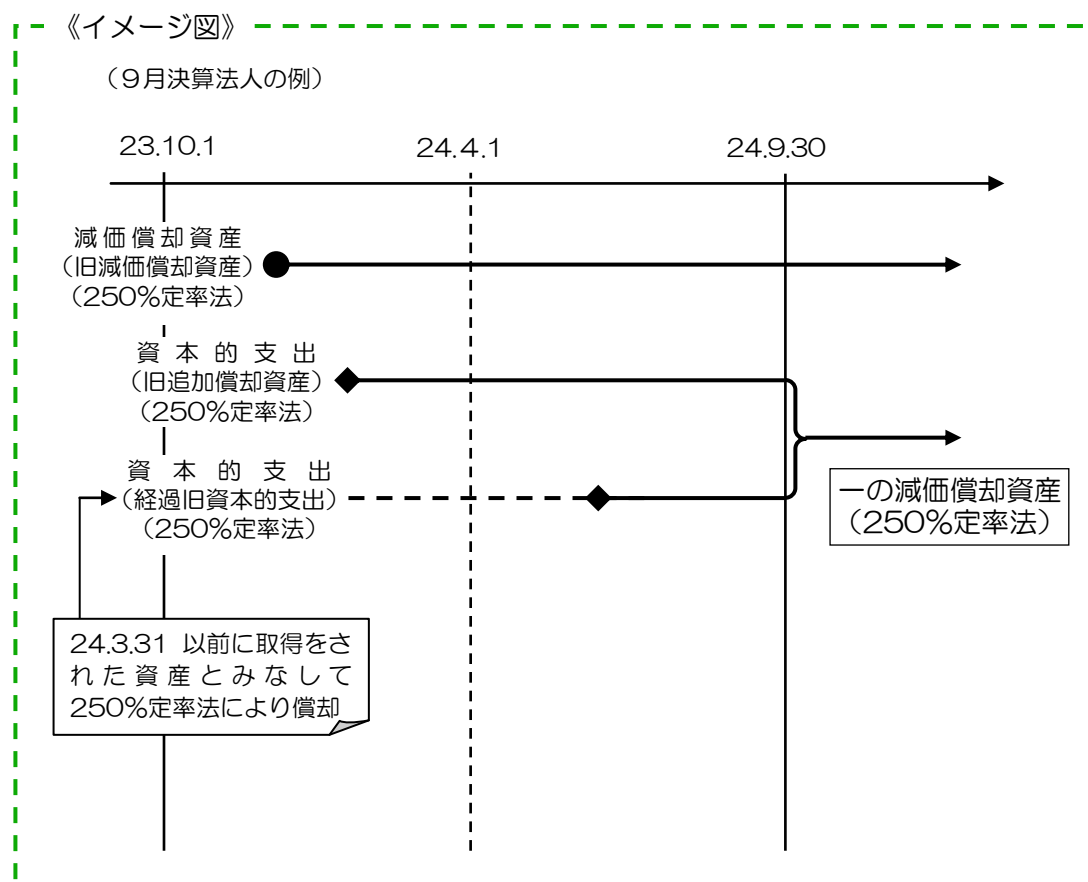


(Q10) 改正事業年度において、平成 24 年 3 月 31 日以前の期間内に行った資本的支出により新たに取得をしたものとされる減価償却資産（旧追加償却資産）と、平成 24 年 4 月 1 日以後に行った資本的支出により新たに取得したものとされる減価償却資産について 250% 定率法により償却を行う特例（Q 4 の(1)の特例）の適用を受けるもの（経過旧資本的支出）とがある場合、これらの資産について合算の特例措置を適用し、250% 定率法により償却することができますか。

(A) 経過旧資本的支出については、平成 24 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産とみなして 250% 定率法により償却を行うこととなります（改正法令附則 3 ②）。一方、同日以前に行った資本的支出により新たに取得をしたものとされる旧追加償却資産は 250% 定率法により償却が行われます。

このように、適用される償却率が同じ経過旧資本的支出と旧追加償却資産については、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時ににおいて、それぞれの資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができるよう措置されました（法令 55⑤、改正法令附則 3 ⑥）。

また、この一の減価償却資産は、平成 24 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産とされますので、250% 定率法の償却率により償却を行うこととなります（改正法令附則 3 ⑤）。

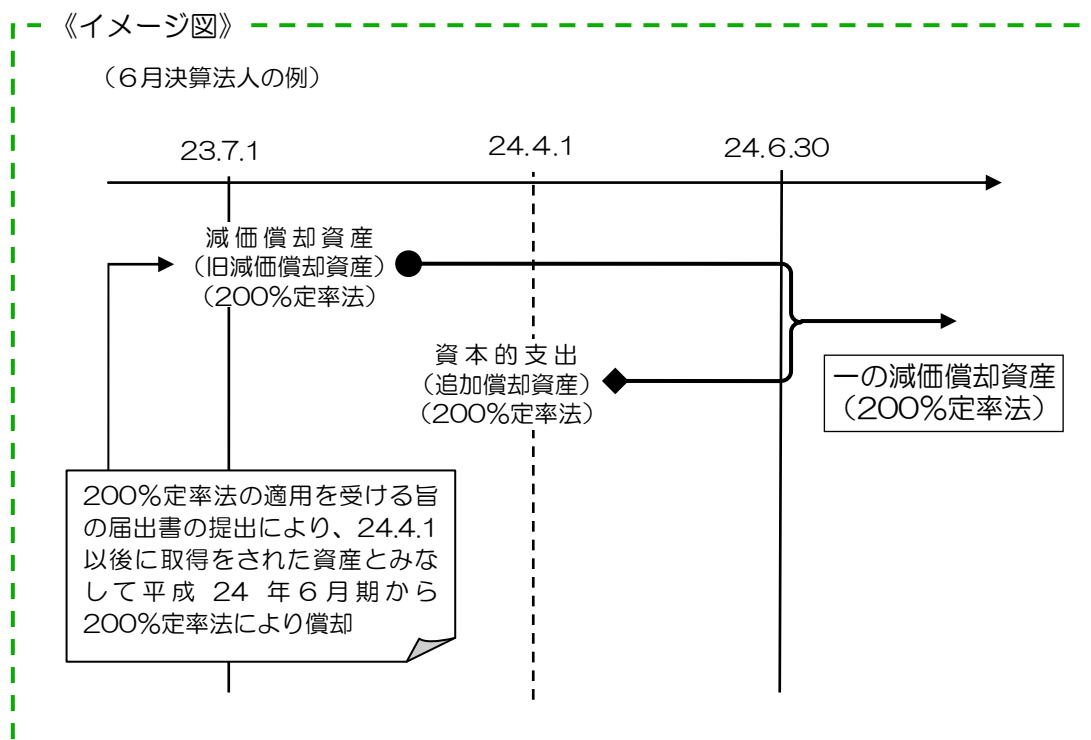


(Q11) 200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた減価償却資産（旧減価償却資産）について200%定率法により償却を行う特例（Q 4 の(2)の特例）の適用を受ける場合において、平成 24 年 4 月 1 日以後にその旧減価償却資産に行った資本的支出により新たに資産の取得をしたものとされる減価償却資産（追加償却資産）があるときには、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時に、旧減価償却資産と追加償却資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものと、200%定率法により償却を行うことができますか。

(A) 200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより、旧減価償却資産については平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされたものとみなして200%定率法により償却を行うこととなります（改正法令附則3③）。一方、平成 24 年 4 月 1 日以後に行った資本的支出により新たに取得したものとされる追加償却資産は200%定率法により償却が行われます。

このように、適用される償却率が同じ旧減価償却資産と追加償却資産については、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時に、それぞれの資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができるよう措置されました（法令 55④、改正法令附則3③④）。

また、この一の減価償却資産は平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされていますので、200%定率法により償却を行うこととなります。

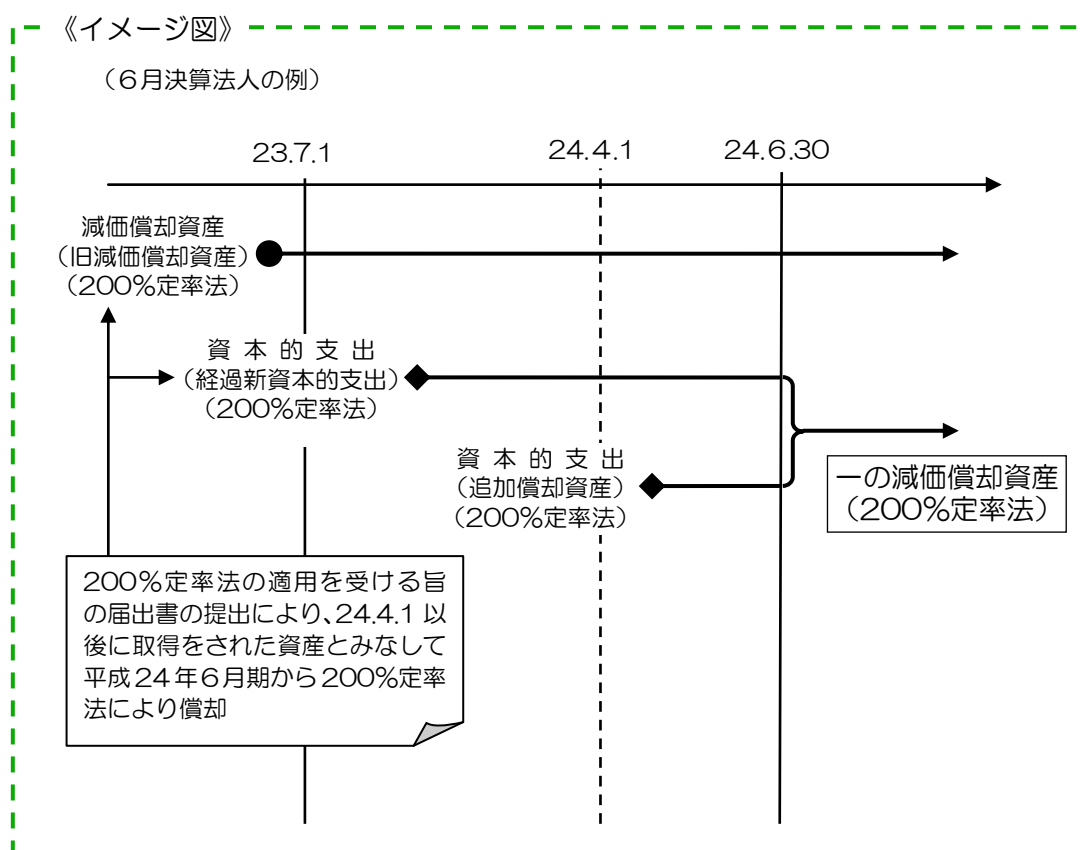


(Q12) 200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた減価償却資産（旧減価償却資産）及び同期間に旧減価償却資産に行った資本的支出により新たに取得をしたものとされた減価償却資産（旧追加償却資産）について200%定率法により償却を行う特例（Q4の(2)の特例）の適用を受ける場合に、平成 24 年 4 月 1 日以後に旧減価償却資産に行った資本的支出により新たに取得したものとされた減価償却資産（追加償却資産）があるときには、旧追加償却資産と追加償却資産について合算の特例措置を適用し、200%定率法により償却することができますか。

(A) 200%定率法の適用を受ける旨の届出書を提出することにより、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に行った資本的支出により新たに取得したものとされる旧追加償却資産で200%定率法により償却を行う特例の適用を受けたもの（以下「経過新資本的支出」といいます。）については、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされたものとみなして200%定率法により償却を行うこととなります（法令 55①、改正法令附則 3③）。一方、同日以後に行った資本的支出により新たに取得したものとされる追加償却資産は200%定率法により償却が行われます。

このように、適用される償却率が同じ経過新資本的支出と追加償却資産については、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、それぞれの資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができるよう措置されました（法令 55⑤、改正法令附則 3⑥）。

また、この一の減価償却資産は平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされていますので、200%定率法の償却率により償却を行うこととなります。



平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表(耐用年数省令別表第十)

耐用年数	償却率	改定償却率	保証率
2	1.000	—	—
3	0.667	1.000	0.11089
4	0.500	1.000	0.12499
5	0.400	0.500	0.10800
6	0.333	0.334	0.09911
7	0.286	0.334	0.08680
8	0.250	0.334	0.07909
9	0.222	0.250	0.07126
10	0.200	0.250	0.06552
11	0.182	0.200	0.05992
12	0.167	0.200	0.05566
13	0.154	0.167	0.05180
14	0.143	0.167	0.04854
15	0.133	0.143	0.04565
16	0.125	0.143	0.04294
17	0.118	0.125	0.04038
18	0.111	0.112	0.03884
19	0.105	0.112	0.03693
20	0.100	0.112	0.03486
21	0.095	0.100	0.03335
22	0.091	0.100	0.03182
23	0.087	0.091	0.03052
24	0.083	0.084	0.02969
25	0.080	0.084	0.02841
26	0.077	0.084	0.02716
27	0.074	0.077	0.02624
28	0.071	0.072	0.02568
29	0.069	0.072	0.02463
30	0.067	0.072	0.02366
31	0.065	0.067	0.02286
32	0.063	0.067	0.02216
33	0.061	0.063	0.02161
34	0.059	0.063	0.02097
35	0.057	0.059	0.02051
36	0.056	0.059	0.01974
37	0.054	0.056	0.01950
38	0.053	0.056	0.01882
39	0.051	0.053	0.01860
40	0.050	0.053	0.01791
41	0.049	0.050	0.01741
42	0.048	0.050	0.01694
43	0.047	0.048	0.01664
44	0.045	0.046	0.01664
45	0.044	0.046	0.01634
46	0.043	0.044	0.01601
47	0.043	0.044	0.01532
48	0.042	0.044	0.01499
49	0.041	0.042	0.01475
50	0.040	0.042	0.01440

(注) 耐用年数省令別表第十には、耐用年数100年までの計数が掲げられています。

経過年数表(改正耐用年数省令附則第2項関係)

耐用年数	未償却割合		経過年数	耐用年数	未償却割合		経過年数	耐用年数	未償却割合		経過年数
	以上	未満			以上	未満			以上	未満	
3	0.000	1.000	1	11	0.773	1.000	1	19	0.868	1.000	1
				11	0.598	0.773	2	19	0.753	0.868	2
				11	0.462	0.598	3	19	0.654	0.753	3
				11	0.357	0.462	4	19	0.568	0.654	4
				11	0.276	0.357	5	19	0.493	0.568	5
				11	0.000	0.276	6	19	0.000	0.493	6
4	0.375	1.000	1	12	0.792	1.000	1	20	0.875	1.000	1
4	0.000	0.375	2	12	0.627	0.792	2	20	0.766	0.875	2
				12	0.497	0.627	3	20	0.670	0.766	3
				12	0.393	0.497	4	20	0.586	0.670	4
				12	0.312	0.393	5	20	0.513	0.586	5
				12	0.000	0.312	6	20	0.000	0.513	6
5	0.500	1.000	1	13	0.808	1.000	1	21	0.881	1.000	1
5	0.250	0.500	2	13	0.653	0.808	2	21	0.776	0.881	2
5	0.000	0.250	3	13	0.528	0.653	3	21	0.684	0.776	3
				13	0.426	0.528	4	21	0.602	0.684	4
				13	0.344	0.426	5	21	0.531	0.602	5
				13	0.000	0.344	6	21	0.000	0.531	6
6	0.583	1.000	1	14	0.821	1.000	1	22	0.886	1.000	1
6	0.340	0.583	2	14	0.674	0.821	2	22	0.785	0.886	2
6	0.198	0.340	3	14	0.553	0.674	3	22	0.696	0.785	3
6	0.000	0.198	4	14	0.454	0.553	4	22	0.616	0.696	4
				14	0.373	0.454	5	22	0.546	0.616	5
				14	0.000	0.373	6	22	0.000	0.546	6
7	0.643	1.000	1	15	0.833	1.000	1	23	0.891	1.000	1
7	0.413	0.643	2	15	0.694	0.833	2	23	0.794	0.891	2
7	0.266	0.413	3	15	0.578	0.694	3	23	0.707	0.794	3
7	0.171	0.266	4	15	0.481	0.578	4	23	0.630	0.707	4
7	0.000	0.171	5	15	0.401	0.481	5	23	0.562	0.630	5
				15	0.000	0.401	6	23	0.000	0.562	6
8	0.687	1.000	1	16	0.844	1.000	1	24	0.896	1.000	1
8	0.472	0.687	2	16	0.712	0.844	2	24	0.803	0.896	2
8	0.324	0.472	3	16	0.601	0.712	3	24	0.719	0.803	3
8	0.223	0.324	4	16	0.507	0.601	4	24	0.645	0.719	4
8	0.153	0.223	5	16	0.428	0.507	5	24	0.577	0.645	5
8	0.000	0.153	6	16	0.000	0.428	6	24	0.000	0.577	6
9	0.722	1.000	1	17	0.853	1.000	1	25	0.900	1.000	1
9	0.521	0.722	2	17	0.728	0.853	2	25	0.810	0.900	2
9	0.376	0.521	3	17	0.621	0.728	3	25	0.729	0.810	3
9	0.272	0.376	4	17	0.529	0.621	4	25	0.656	0.729	4
9	0.196	0.272	5	17	0.452	0.529	5	25	0.590	0.656	5
9	0.000	0.196	6	17	0.000	0.452	6	25	0.000	0.590	6
10	0.750	1.000	1	18	0.861	1.000	1	26	0.904	1.000	1
10	0.563	0.750	2	18	0.741	0.861	2	26	0.817	0.904	2
10	0.422	0.563	3	18	0.638	0.741	3	26	0.739	0.817	3
10	0.316	0.422	4	18	0.550	0.638	4	26	0.668	0.739	4
10	0.237	0.316	5	18	0.473	0.550	5	26	0.604	0.668	5
10	0.000	0.237	6	18	0.000	0.473	6	26	0.000	0.604	6

(注) 改正耐用年数省令附則別表「経過年数表(附則第2項関係)」には、耐用年数100年までの計数が掲げられています。

減価償却資産の旧定額法、旧定率法、定額法及び定率法(平成19年4月1日～平成24年3月31日取得)の償却率、改定償却率及び保証率の表(耐用年数省令別表第七、別表第八、別表第九)

耐用年数	平成19年3月31日以前取得		耐用年数	平成19年4月1日以後取得	耐用年数	平成19年4月1日～平成24年3月31日取得		
	旧定額法償却率	旧定率法償却率		定額法償却率		定率法		
						償却率	改定償却率	保証率
2	0.500	0.684	2	0.500	2	1.000	—	—
3	0.333	0.536	3	0.334	3	0.833	1.000	0.02789
4	0.250	0.438	4	0.250	4	0.625	1.000	0.05274
5	0.200	0.369	5	0.200	5	0.500	1.000	0.06249
6	0.166	0.319	6	0.167	6	0.417	0.500	0.05776
7	0.142	0.280	7	0.143	7	0.357	0.500	0.05496
8	0.125	0.250	8	0.125	8	0.313	0.334	0.05111
9	0.111	0.226	9	0.112	9	0.278	0.334	0.04731
10	0.100	0.206	10	0.100	10	0.250	0.334	0.04448
11	0.090	0.189	11	0.091	11	0.227	0.250	0.04123
12	0.083	0.175	12	0.084	12	0.208	0.250	0.03870
13	0.076	0.162	13	0.077	13	0.192	0.200	0.03633
14	0.071	0.152	14	0.072	14	0.179	0.200	0.03389
15	0.066	0.142	15	0.067	15	0.167	0.200	0.03217
16	0.062	0.134	16	0.063	16	0.156	0.167	0.03063
17	0.058	0.127	17	0.059	17	0.147	0.167	0.02905
18	0.055	0.120	18	0.056	18	0.139	0.143	0.02757
19	0.052	0.114	19	0.053	19	0.132	0.143	0.02616
20	0.050	0.109	20	0.050	20	0.125	0.143	0.02517
21	0.048	0.104	21	0.048	21	0.119	0.125	0.02408
22	0.046	0.099	22	0.046	22	0.114	0.125	0.02296
23	0.044	0.095	23	0.044	23	0.109	0.112	0.02226
24	0.042	0.092	24	0.042	24	0.104	0.112	0.02157
25	0.040	0.088	25	0.040	25	0.100	0.112	0.02058
26	0.039	0.085	26	0.039	26	0.096	0.100	0.01989
27	0.037	0.082	27	0.038	27	0.093	0.100	0.01902
28	0.036	0.079	28	0.036	28	0.089	0.091	0.01866
29	0.035	0.076	29	0.035	29	0.086	0.091	0.01803
30	0.034	0.074	30	0.034	30	0.083	0.084	0.01766
31	0.033	0.072	31	0.033	31	0.081	0.084	0.01688
32	0.032	0.069	32	0.032	32	0.078	0.084	0.01655
33	0.031	0.067	33	0.031	33	0.076	0.077	0.01585
34	0.030	0.066	34	0.030	34	0.074	0.077	0.01532
35	0.029	0.064	35	0.029	35	0.071	0.072	0.01532
36	0.028	0.062	36	0.028	36	0.069	0.072	0.01494
37	0.027	0.060	37	0.028	37	0.068	0.072	0.01425
38	0.027	0.059	38	0.027	38	0.066	0.067	0.01393
39	0.026	0.057	39	0.026	39	0.064	0.067	0.01370
40	0.025	0.056	40	0.025	40	0.063	0.067	0.01317
41	0.025	0.055	41	0.025	41	0.061	0.063	0.01306
42	0.024	0.053	42	0.024	42	0.060	0.063	0.01261
43	0.024	0.052	43	0.024	43	0.058	0.059	0.01248
44	0.023	0.051	44	0.023	44	0.057	0.059	0.01210
45	0.023	0.050	45	0.023	45	0.056	0.059	0.01175
46	0.022	0.049	46	0.022	46	0.054	0.056	0.01175
47	0.022	0.048	47	0.022	47	0.053	0.056	0.01153
48	0.021	0.047	48	0.021	48	0.052	0.053	0.01126
49	0.021	0.046	49	0.021	49	0.051	0.053	0.01102
50	0.020	0.045	50	0.020	50	0.050	0.053	0.01072

(注) 耐用年数省令別表第七、別表第八及び別表第九には、耐用年数100年までの計数が掲げられています。